



物
錄

全

服部文庫
417
2152



子子

子子
子子
子子
子子



父々の述りたるを命書とて一冊とて
おそれてお読せしに備へてはるべき存家の
民を授け給なり給ふるは述られはとも
あるとしてるは述るの事なりて予も感
ずるぬらうて予も又予もせんとして
彼冊にそとありぬちありて存家の
記してはる者なりて給ふるは述られはとも
あるとしてるは述るの事なりて予も感

角之下松輪をきしし和の道とていふらん子然
受て見玉お和すふの道に疎らしめん事を和
比事政よりつひもさるこ平の台口訥りて言訊は
るやうあはれ言をひきくれえ身福避ゆ言
のこも亦はん得られん心何事も執政より打
ちぬれ者言討は諸執政へ出する言をいひて森
と見ん事此あけかりし憤の解りは事とつる
こ然才事予えかりは言古事言の造あり難歌
せん事と云る事也

于時天保之三辰年五月下旬述

天
木は繩則正后は諫則聖の言をば執政諫を
ゆる況ま上之痛き事して執政の位補給せん誠
る言はれされ共言さるる者信聞りて可否を奏
らるるもの漸くお退けは言もさるるに乃事
言の可否を言さるる言はの言を言あはれ言下
る事也といふ天而平の言も言言を執道
せん事言言を言言言を言忠臣と云こ又
言言りもたま執政を言言言世ぬる言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言

天

天

天

矢和

勝手録儀子なるに在る中の者其困窮あり揚すけら
其方の大夫批政の書に極あり其精路の事
中より一語感かよとて一語子よあま
早免人らつ和とて一語いれりて、
といふに極あり其也一語を批政の
自分の了言をほしすに法法出
其極三日極ありて中極も不
書をありしはか私極ありて
す然るに法人天も人形も
ほひまにいあるとて極と
極と知りあ

下
松疑

信被せし是下情の松疑といふ物又
と松疑をお極する情も松疑を
この名を奉りしと次りて
な極く其方の中出たり者
と先其内書とて疑極あり
批政の者先法書を極し此者
ともそのうち批政れ者其
いふる事一あれは其のい
その方よ其も極中よ其物
る時其君正名知りて其水
情と其

上
松疑

有君疑於臣則下不能上遠欲求其忠極處
何可得哉と云かきし
叔父と大山名家との事
風行より執政の者古格子流に斗する人
ついに何れも不可なりぬゆゑに只かく
吾の下情も亦只執政あり申出する事今ま
といほ只御座るより朝事五その向に治世
禮を治事と書録に事をもつて只これに
大抵ちるも却ち寛仁と稱すし執政の
出はするがやうにふかしく見ゆる能く
實にすまぬ人形にしてる人か申すの
おのづか

三ノ君
と教

かりは此をいけ言を申せば其部を控の
いほくし又國政の事申すも
徳ゆりまかきし
あ大夫執政りの事申すも
たま執政の事申すも
時法民上をそしめし
少くも申すも
是失いなる事
是るは過則勿憚改
政を憚りし可
なり

賞罰

大夫執政は法士に在りて其の法を度と爲り
 職分あるに於て法度は謹んで守るべし下も亦
 大夫執政より法を破るはことし法士の法を
 破るを咎むるに非ざるを執政のあやむ
 ちいふれず執政は下を威すはれ且目前は言を
 是福徳を著すとして其の道に入るは
 是と斗のちわすらしむるに極よ威やいし執政
 の可るに可く入るは極よ威やいし執政
 の可るに可く入るは極よ威やいし執政
 の可るに可く入るは極よ威やいし執政

孤疑

疑はざるを以て君は孤といふに執政の志は
 君が孤中時にお右の志夫の志は内也
 只式も亦執政の中にも其の志は内也
 許るんは其の志を以て申す執政の志は
 ことし其の志を以て申す執政の志は
 ことし其の志を以て申す執政の志は
 ことし其の志を以て申す執政の志は

大夫執政
罪

擊手相犯樂と云ふは
 罪ありし中より其の志は

強大夫

車をこししと良馬は絶きと然るに付自りも
中に入らば穀穀おれりもさるしと其時りて車
はすてしをたのむと申し故曰杜赤之以制而
身不先行也民不肯止と有りぬれりて齊國
穀擊相犯者やぬと申し此を利とてさる
力にすれと大夫執政の家の棟梁るぬ棟梁
ちとてぬれぬをぬれぬと執政の志を弱るぬ
法人とてあかると申し周してさるしと其時りて
執政の志を弱るぬと申し此を利とてさる
法人とてあかると申し周してさるしと其時りて

大夫強
之蔽
偏

ハ生るるにすしと大夫の執政の中一と申しと
何れも志を弱るぬと申し此を利とてさる
る執政の志を弱るぬと申し此を利とてさる
かると申し此を利とてさる
斗りぬと申し此を利とてさる
威と申し此を利とてさる
一人と申し此を利とてさる
しと申し此を利とてさる
る序と申し此を利とてさる
者何れと申し此を利とてさる

この儀を禮してのみは上御といふは士を尊
埃の上より下をさしり生れぬは新なるは
を以て前より指さるるありては斗を執
よひてはしりしは序中の指義あり執政者時執政
中よりありしを引上りしとすれは他指義
何れ執政額とありて是れ公の公の例あり
は執政の具自るる者も考引上りしとすれは
指義を執政とあるはあをさびとすりて中大
の執政はるるがたふしんあすの徳をん事と
の執政中ありしとすりては瑞使はるる

教和

おそありし一和といふは執政の國はありて
拙く詰るるはしりしとすりては御事とすれ
わしは討議ありしとすりては一和といふは
らにありし可きとすりては御事とすりては
まて御事とすりては御事とすりては御事
満ありては御事とすりては御事とすりては
御事とすりては御事とすりては御事とすり
御の一和といふは御事とすりては御事とす
御事とすりては御事とすりては御事とす

任不之教
非和之
和有此
敵

九平之教

下考
散譽
大夫也

そのこといひ終ふ後言をいふ者一令孫を成
抑こゝはなほ互ふふと持来とせんとするんか
其の申す事成と能延程を以て扱又はその正信
と述ん此の扱の志もいひん仁の事同後
とわだてざるんかのまことなるをいふ扱ふと者
とのいふ事と只下後下り申す故何の時何のれ一と
了言え速く其の事一是かかふは信をいふ
すもわがまをいふ者や抑る下りるるに速にお
分無事申す者と申す者入るからとていふ
時申す者もいふは信をいふ人抑る

論
擧

はまの此れは純一と其の事いふは
おるはいふ事に以て其の言はなるや実なる純一
言なるや下り散譽の事申す人なるをいふ
お國政の事を採在任賢を擧するに其人論評を
信信せざるもの外に上りて其の信民然せんとす
るは十目十視十手十指其の言平とい
ふ情をいふ事いふは其の言はなるや
上ん事いふ事いふは其の言はなるや
其の言はなるや其の言はなるや

**重論
賞罰
在于君**

美事をすまはるものかきよく、軽重を定むること
おのづかやを授けまゝ方も死振を授けられ死を授
ずる時、法律一方もまぢきもはれ、身に力まぢきを
そしるふちすまはれど、むるにまぢき者
と宣り、批政の者先人とあふふに先角は、是
非決す教者引上は授けらるる者、非引上る者
を授けしむるも、是又授けらるるふか、はむ有るは
おもひはるる者、罰と云ふ、政事のため、罪人^をけしん
去りしとて、標しに賞を授けらるるは、先角は
切りしに、批政の者先人とあふふに、授けらるる
は、先角は、授けらるるは、先角は、授けらるる

**賞罰
在于君
之批
強暴
之君**

さし下松物を生むは、賞とて、罰とて、君に
切りしとて、批政の者先人とあふふに、授けらるる
は、先角は、授けらるるは、先角は、授けらるる

也の形も時々くもするも此物と
さして買より出る物も此物と
長く執政をあたると威をいしく極ま成也
す好む右便辭の形も買を執りて是氣の
くんは其の腹中を執りて是氣の
とるんを執りて是氣の
そをとりて是氣の
執政もお控をいし
後もしきさ人語使あはし
物もあはし海使使すれ也

中に年月と送り出さ人の心を
乃と人をもて其の
とてはあはし
ひまの
りあはし
のくれ
い
奥字媚お電を
之謂乎

柔弱
之君

戊戌仲夏日

服元彰謹撰

羽
白
靜
館